

令和4年第3回臨時会

鋸南町議会会議録

令和4年5月12日 開会

令和4年5月12日 閉会

鋸南町議会

令和4年第3回鋸南町議会臨時会議案一覧表

- | | |
|--------|--|
| 議案第1号 | 専決処分の承認を求めることについて
(職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について) |
| 議案第2号 | 専決処分の承認を求めることについて
(鋸南町税条例等の一部を改正する条例の制定について) |
| 議案第3号 | 専決処分の承認を求めることについて
(鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について) |
| 議案第4号 | 財産の取得について(社会教育バス) |
| 議案第5号 | 鋸南町教育委員会委員の任命について |
| 議案第6号 | 鋸南町農業委員会委員の任命について |
| 議案第7号 | 鋸南町農業委員会委員の任命について |
| 議案第8号 | 鋸南町農業委員会委員の任命について |
| 議案第9号 | 鋸南町農業委員会委員の任命について |
| 議案第10号 | 鋸南町農業委員会委員の任命について |
| 議案第11号 | 鋸南町農業委員会委員の任命について |
| 議案第12号 | 鋸南町農業委員会委員の任命について |
| 議案第13号 | 鋸南町農業委員会委員の任命について |
| 議案第14号 | 鋸南町農業委員会委員の任命について |
| 議案第15号 | 鋸南町農業委員会委員の任命について |
| 選挙第1号 | 鋸南町選挙管理委員会委員の選挙について |
| 選挙第2号 | 鋸南町選挙管理委員会補充員の選挙について |

令和4年第3回鋸南町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
第1号（5月12日）	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	3
本会議に職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣言	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	5
提案理由の説明	6
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
議案第6号から議案第13号の上程、説明、質疑	17
議案第6号の討論、採決	18
議案第7号の討論、採決	18
議案第8号の討論、採決	19
議案第9号の討論、採決	19
議案第10号の討論、採決	20
議案第11号の討論、採決	20
議案第12号の討論、採決	21
議案第13号の討論、採決	21
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
選挙第1号	23
選挙第2号	25
閉会の宣言	26

鋸南町告示第43号

令和4年第3回鋸南町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和4年5月6日

鋸南町長 白石 治 和

記

1. 期 日 令和4年5月12日（木） 午前10時
2. 場 所 鋸南町役場議場
3. 付議事件
 - (1) 専決処分の承認を求めることについて
(職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
 - (2) 専決処分の承認を求めることについて
(鋸南町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
 - (3) 専決処分の承認を求めることについて
(鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について)
 - (4) 財産の取得について (社会教育バス)
 - (5) 鋸南町教育委員会委員の任命について
 - (6) 鋸南町農業委員会委員の任命について
 - (7) 鋸南町農業委員会委員の任命について
 - (8) 鋸南町農業委員会委員の任命について
 - (9) 鋸南町農業委員会委員の任命について
 - (10) 鋸南町農業委員会委員の任命について
 - (11) 鋸南町農業委員会委員の任命について
 - (12) 鋸南町農業委員会委員の任命について
 - (13) 鋸南町農業委員会委員の任命について
 - (14) 鋸南町農業委員会委員の任命について
 - (15) 鋸南町農業委員会委員の任命について
 - (16) 鋸南町選挙管理委員会委員の選挙について
 - (17) 鋸南町選挙管理委員会補充員の選挙について

令和4年第3回鋸南町議会臨時会議事日程〔第1号〕

令和4年5月12日（木） 午前10時開会

- | | | |
|-------|------------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 諸般の報告 | |
| 日程第4 | 議案第1号 | 専決処分の承認を求めることについて
(職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について) |
| 日程第5 | 議案第2号 | 専決処分の承認を求めることについて
(鋸南町税条例等の一部を改正する条例の制定について) |
| 日程第6 | 議案第3号 | 専決処分の承認を求めることについて
(鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について) |
| 日程第7 | 議案第4号 | 財産の取得について (社会教育バス) |
| 日程第8 | 議案第5号 | 鋸南町教育委員会委員の任命について |
| 日程第9 | 議案第6号 | 鋸南町農業委員会委員の任命について |
| 日程第10 | 議案第7号 | 鋸南町農業委員会委員の任命について |
| 日程第11 | 議案第8号 | 鋸南町農業委員会委員の任命について |
| 日程第12 | 議案第9号 | 鋸南町農業委員会委員の任命について |
| 日程第13 | 議案第10号 | 鋸南町農業委員会委員の任命について |
| 日程第14 | 議案第11号 | 鋸南町農業委員会委員の任命について |
| 日程第15 | 議案第12号 | 鋸南町農業委員会委員の任命について |
| 日程第16 | 議案第13号 | 鋸南町農業委員会委員の任命について |
| 日程第17 | 議案第14号 | 鋸南町農業委員会委員の任命について |
| 日程第18 | 議案第15号 | 鋸南町農業委員会委員の任命について |
| 日程第19 | 選挙第1号 | 鋸南町選挙管理委員会委員の選挙について |
| 日程第20 | 選挙第2号 | 鋸南町選挙管理委員会補充員の選挙について |

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（11名）

1 番	笹生 あすか	議員	2 番	早川 正也	議員
3 番	竹田 和明	議員	4 番	大塚 昇	議員
5 番	青木 悦子	議員	6 番	笹生 久男	議員
7 番	渡邊 信廣	議員	8 番	小藤田 一幸	議員
9 番	鈴木 辰也	議員	11 番	笹生 正己	議員
12 番	平島 孝一郎	議員			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	白石 治和	副 町 長	内田 正司
教 育 長	富永 安男	総務企画課長	平野 幸男
税務住民課長	石井 肇	保健福祉課長	寺本 幸弘
地域振興課長	安田 隆博	教 育 課 長	福原 規生
建設水道課長	齋藤 正樹	会 計 管 理 者	対馬 尚子
総務管理室長	今井 勝啓	監 査 委 員	柴本 健二

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事 務 局 長	加藤 芳博	書 記	村上 真理
---------	-------	-----	-------

…………… 開 会・午前10時00分 ……………
〔開会のベルが鳴る〕

◎開会の宣言

○議長（鈴木辰也）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、令和4年第3回鋸南町議会臨時会を開会致します。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

配付漏れなしと認めます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木辰也）

日程第1、会議録署名議員の指名を致します。

今臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、早川正也議員、11番、笹生正己議員の両名を指名致します。

◎会期の決定

○議長（鈴木辰也）

日程第2、会期の決定を行います。

この件については、去る6月6日、午前、失礼しました、去る5月6日午前10時より議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、今臨時会の会期及び日程について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員会 笹生正己委員長。はい、笹生正己委員長。

〔議会運営委員会委員長 笹生正己 登壇〕

○議会運営委員会委員長（笹生正己）

皆さんおはようございます。議長から報告の求めがありましたので、去る5月6日、午前10時から開催した、議会運営委員会における令和4年第3回鋸南町議会臨時会の会期および日程等について審査の結果をご報告致します。

今臨時会の会期は、本日1日とし、日程はお手元に配付されております議事日程により行います。議案については、町長提出議案15件、及び選挙議案2件でございます。このあと諸般の報告において、町長から本臨時会に提出された議案に対する提案理由の説明を求めたのち、議案第1号から議案第15号を上程し、説明、質疑、討論ののち採決、続いて選挙第1号及び選挙第2号については、順次上程の上、選挙をお願い致します。

なお、選挙議案については、議長による指名推選の方法とすることで、議会運営委員会では協議されておりますので、併せてご報告申し上げます。

以上、非常に簡単ではありますが、議会運営委員会での審査の結果をご報告申し上げますとともに、議員各位のご賛同をお願い致しまして、委員長としての報告を終わります。

○議長（鈴木辰也）

ただ今の議会運営委員長からの報告であります。本臨時会の会期は本日1日とし、議案第1号から議案第15号を上程し、説明、質疑、討論ののち採決、続いて選挙第1号及び選挙第2号については、順次上程の上、選挙を行うとのことであります。

お諮り致します。ただいま申し上げたとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は、本日1日と決定致しました。

◎諸般の報告

○議長（鈴木辰也）

日程第3、諸般の報告を致します。

議長としての報告事項を申し上げます。

今臨時会に説明要員として、出席通知のありました者の職、氏名は別紙報告書により報告をしたとおりです。

本臨時会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明について、発言を求められておりますので、これを許可致します。

白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

◎提案理由の説明

○町長（白石治和）

おはようございます。

本日、ここに令和4年第3回鋸南町議会臨時会をお願いを致しましたところ、議員各位には、公私ともご多用のところ、ご出席を賜りまして、厚く感謝を申し上げる次第でございます。

本臨時会に、町長としてご提案申し上げます議案は、専決処分の承認が3件、財産の取得が1件、人事案件等11件、合わせて15議案でございます。それぞれ議案の概要を申し上げます。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについてでございますが、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴いまして、3月31日に専決処分を致しましたので、地方自治法の規定により、議会のご承認をお願いをするものでございます。

議案の第2号は、専決処分の承認を求めることについてでございますが、鋸南町税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方税法等の一部改正に伴いまして、3月31日に専決処分を致しましたので、地方自治法の規定により、議会のご承認をお願いをするものでございます。

議案の第3号は、専決処分の承認を求めることについてでございますが、鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、国民健康保険法施行令の一部改正に伴いまして、3月31日に専決処分を致しましたので、地方自治法の規定により、議会のご承認をお願いをするものでございます。

議案の第4号は、財産の取得についてでございますが、社会教育バス1台を購入をするため、議会の議決をお願いをするものでございます。

議案の第5号は、鋸南町教育委員会委員の任命についてでございますが、本年5月の29日をもって現委員の中山郁夫氏が任期満了となりますので、新たに伊藤尚徳氏を教育委員に任命いたしたく、議会のご同意をお願いをするものでございます。

議案の第6号から議案の第15号は、鋸南町農業委員会委員の任命についてでございますが、本年5月の13日をもって、鋸南町農業委員会委員が任期満了となりますので、農業委員会等に関する法律の規定により、田村晋一氏、三瓶正一氏、原田正明氏、田村修氏、紀野誠氏、小藤田光男氏、福原康洋氏、川名一人氏、早川洋子氏、馬賀仙夫氏の10名を、農業委員に任命いたしたく、議会のご同意をお願いをするものでございます。

なお、選挙第1号、鋸南町選挙管理委員会委員の選挙について、及び選挙第2号、鋸南町選挙管理委員会補充員の選挙については、議会議長のご提案でありますので、よろしく願いを申し上げます。

以上提案理由のご説明を申し上げますが、詳細につきましては、担当課長から説明を致させ

ますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木辰也）

以上で、諸般の報告を終了致します。

渡邊信廣議員の入場を許可します。

ただ今の出席議員は11名です。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

日程第4、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。総務企画課長より議案の説明を求めます。総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

○総務企画課長（平野幸男）

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」ご説明いたします。

専決処分の承認をお願いいたしますのは、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講ずる支援のうち、令和4年4月1日施行の事項について、各地方公共団体において条例の改正など所要の処置を講ずるよう総務省から通知がなされたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に専決処分をしたもので、同条第3項の規定により、議会のご承認をお願いするものでございます。

改正の主なものは、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和及び、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等であります。なお、当町における非常勤職員としては、主に会計年度任用職員になると思われま。

それでは、新旧対照表によりご説明をさせていただきます。1ページをお願いいたします。

第2条、育児休業をすることができない職員を規定していますが、第3号では、介護休暇及び育児休業の取得に伴い、任期を定めて採用された短時間勤務職員と規定しています。

また、第4号では、育児休業をすることができる職員として、アからウまで規定し、それ以外の非常勤職員は育児休業をすることができないとするものでございます。

非常勤職員のうち、(ア)として、養育期間までにその任期が満了すること及び採用されないことが明らかでない者(イ)として、勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員、いずれにも該当する者となります。なお、規則では人事院規則にならしまして、1週間の勤務日が3日以上、

又は1年間の勤務日が121日以上と定めております。同じく、第4号のイは、第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員、次のページに移っていただきまして、第4号のウは、任期満了後、任期の更新等により引き続き育児休業をしようとするものを育児休業をすることができるとした規定であります。

次に、第2条の3、育児休業法第2条第1項の条例で定める日を新たに規定するものでございます。育児休業法第2条第1項では、非常勤職員にあつては、「子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6か月に達する日までの間で条例で定める日」としているためであります。第1号は、第2号及び第3号に掲げる場合以外の場合として、養育する子の1歳到達日第2号は、配偶者が1歳到達日以前に既に育児休業をしている場合において、非常勤職員本人が育児休業をしようとする場合として、当該子が1歳2か月に達する日、次のページに移っていただきまして、第3号は、養育する子が1歳到達日の翌日から育児休業をしようとする場合を規定するもので、次のページのいずれにも該当する場合として、当該子が1歳6か月に達する日、4ページに移っていただきまして、第3号の該当要件として、アでは、非常勤職員本人又は配偶者が1歳到達日において育児休業をしている場合、イでは、1歳到達日以後に育児休業が必要と認める場合として規則で定める場合となります。なお、規則では、保育所等に入所できない場合又は、配偶者が死亡、負傷等で養育できない場合としています。

次に、第2条の4、育児休業法第2条第1項の条例で定める場合を新たに規定するものでございます。法律において、非常勤職員にあつては、当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日まで育児休業をすることができることと規定されていることから、その該当要件を定めるもので、各号のいずれにも該当する場合としています。第1号では、非常勤職員本人又はその配偶者が1歳6か月到達日において育児休業をしている場合、次のページに移っていただきまして、第2号では、1歳6か月到達日以後に育児休業が必要と認める場合として規則で定める場合としております。規則で定める規定は、先ほど説明した第2条の3と同様であります。

次に、第2条の5ですが、こちらは引用する条文の表記を改めるものでございます。

次に、第3条ですが、こちらも一部引用条文を改めるほか、育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情を追加する改正となります。第7号として、第2条の3第3号又は第2条の4の規定に該当すること。第8号として、任期満了後、任期の更新等により引き続き育児休業をしようとする事。それぞれ規定を追加するものでございます。

次に、第18条、部分休業をすることができない職員を規定しています。第1号は、育児短時間勤務をしている職員、第2号は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して、規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員と改めるものでございます。なお、規則で定める非常勤職員ですが、1週間の勤務日が3日以上、又は1年間の勤務日が121日以上で1日の勤務時間が6時間15分以上であるものとしています。

次のページに移っていただきまして、第19条、部分休業の承認を規定していますが、第1項で

は引用条文の表記を改めるものでございます。第3項として、非常勤職員の部分休業について、5時間45分を減じた時間を超えない範囲内とする規定の追加でございます。

次に、第22条、妊娠又は出産等について申出があった場合における措置等を新たに規定するものであります。第1項では、職員又は配偶者が妊娠等を申し出たときに、制度の事項を知らせるとともに、意向確認のための面談、その他措置を講じなければならないと定めました。

次のページに移っていただき、第2項では、申し出により不利益な取り扱いをうけることがないよう規定したものでございます。

次に、第23条、勤務環境の整備に関する措置を新たに規定するものでございます。承認の請求が円滑に行われるよう、第1号では、研修の実施、第2号では、相談体制の整備、第3号では、勤務環境の整備に関する措置を講ずることと規定いたしました。

本条例は、令和4年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

日程第5、議案第2号、専決処分承認を求めることについて、鋸南町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。税務住民課長より議案の説明を求めます。税務住民課

長。

〔税務住民課長 石井肇 登壇〕

○税務住民課長（石井肇）

議案第2号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

専決処分の承認をお願いいたしますのは、鋸南町税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

地方税法等の一部を改正する法律及び、関係政省令が本年3月31日に公布され、原則、4月1日から施行されることに伴い、鋸南町税条例等の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に専決処分をしたもので、同条第3項の規定により、議会のご承認をお願いするものでございます。

主な改正点は、特定配当等及び特定株式等譲渡所得について、所得税と個人町民税で異なる課税方式を選択できましたが、令和6年度の個人町民税からは、その課税方式を確定申告書により所得税と一致させるための規定の整備、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備、住宅借入金等特別税額控除の延長、その他法律等の改正に伴う整備を行うものでございます。なお、附則で定める施行期日が条項ごとに異なるため、その都度ご説明いたします。

それでは、新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

1 ページをお願いいたします。下線の部分が改正点となります。

第1条による改正としまして、第18条の4第1項は、納税証明書の交付手数料の規定ですが、納税証明書のうち、固定資産課税台帳に登録されている事項の記載がある証明書については、登記所に対してDV被害者等の申出があった登記名義人の住所は、登記所から通知される住所に代わる事項を記載することとなったため、規定の整備を行うものであります。令和6年4月1日から施行します。

第33条第4項及び、次のページの第6項は、所得割の課税標準の規定ですが、個人町民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得については総所得金額には含まず、それらの所得について申告した場合には含めましたが、課税方式を所得税と一致させる措置を講ずることから、確定申告書の記載によってのみ適用するため整備するものであります。令和6年1月1日から施行します。

2 ページ下段から3ページにかけての第34条の9第1項及び第2項は、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に係る規定ですが、特別徴収税額の税額控除を、確定申告書の記載により行うため、第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、3ページの第2項も確定申告書による所要の整備を行うものでございます。令和6年1月1日から施行します。

3 ページ中段から4ページにかけましての、第36条の2第1項は、町民税の申告義務に係る規定でございますが、公的年金等受給者の町民税申告義務に係る規定のうち、地方税法改正に伴い、配偶者特別控除額についての引用条文の整備を行うものでございます。また、4ページ中段第2項

は、省令改正による項番号を改めるもので、「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改めるものであります。令和6年1月1日から施行します。

4ページ下段から5ページにかけまして、第36条の3の2第1項は、個人町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の規定ですが、地方税法の改正に合わせ、標題を「扶養親族等申告書」に改め、第2号に記載事項といたしまして、一定の所得を有する配偶者の氏名を追加するものであります。令和5年1月1日から施行します。

5ページ中段から6ページになります。第36条の3の3は、個人町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の規定でございますが、第1項に一定の所得を有する特定配偶者を規定し、6ページの第1項第2号に「特定配偶者の氏名」として、扶養親族等申告書に記載事項を追加するものであります。令和5年1月1日から施行いたします。

6ページ中段になります。第48条は、法人町民税の申告納付の規定でございますが、第9項及び第15項において、地方税法改正により引用条項の整備を行うものであります。令和4年4月1日から施行いたします。

次に7ページをお願いいたします。第73条の2及び第73条の3は、固定資産課税台帳の閲覧の手数料と記載事項証明書の交付手数料に係る規定ですが、第18条の4の改正と同様に、固定資産課税台帳を閲覧に供し、又は記載事項の証明書を交付する場合においては、登記所に対してDV被害者等の申出があった登記名義人の住所は、登記所から通知される住所に代わる事項を記載することとなったため、規定の整備を行うものであります。令和6年4月1日から施行されます。

下段の附則第7条の3の2第1項は、個人町民税の住宅借入金等特別税額控除の規定ですが、所得税の住宅借入金等特別控除の適用期限が令和7年の居住まで、4年間延長されたことに伴い、所得税で控除しきれない額を個人町民税から控除できる期間を令和20年度までとするため整備するものであります。令和5年1月1日から施行いたします。

8ページをお願いいたします。附則第10条の2は、固定資産税の課税標準の特例に関する規定でございますが、地方税法改正による引用条項の削除に伴い、第2項から9ページの第15項までの項番号を整備するものであります。令和4年4月1日から施行いたします。

9ページ中段から10ページにかけましての附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額適用の申告に関する規定でございますが、第9項及び第11項において、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充で、対象資産の改修期限の延長、対象工事の追加などにより、地方税法改正に合わせまして字句の整備を行うものであります。令和4年4月1日から施行します。

10ページ中段になります。附則第12条第1項は、宅地等に課する令和3年度から令和5年度までの固定資産税の特例に関する規定でございますが、負担調整措置として、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を令和4年度に限り、5パーセントから2.5パーセントに改正するものであります。令和4年4月1日から施行いたします。

11ページ中段をお願いいたします。附則第16条の3は、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例の規定ですが、個人町民税において、特定上場株式等の配当所得の申告分離課税に

ついて、課税方式を所得税と一致させる措置を講ずることから、所得税での適用がある場合に限り適用するため整備するものであります。令和6年1月1日から施行します。

12ページをお願いします。附則第17条の2第3項は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の規定でございますが、引用条項の削除により、規定の整備をするものであります。令和5年1月1日から施行いたします。

下段の附則第20条の2第4項は、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人町民税の課税特例の規定ですが、利子等配当等所得の申告分離課税について、課税方式を所得税と一致させる措置を講ずることから、確定申告書の記載によってのみ適用するため整備するものであります。令和6年1月1日から施行します。

13ページ中段をお願いします。14ページにかけての、附則第20条の3第4項及び第6項は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人町民税の課税特例の規定でございますが、条約適用配当等所得の申告分離課税について、課税方式を所得税と一致させる措置を講ずることから、確定申告書の記載によってのみ適用するため整備するものであります。令和6年1月1日から施行いたします。

14ページ最下段から15ページになります。附則第26条第1項及び第2項は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の規定でございますが、令和4年12月31日で特例期限が終了するため削除するものであります。令和5年1月1日から施行します。

次のページになります。『第2条による改正』の新旧対照表1ページをお願いいたします。第1条の現行欄の規定は、令和3年に改正いたしました令和6年1月1日施行の条例でありましたが、地方税法の改正による「扶養親族申告書」の改正に伴い、第1条による改正の新旧対照表5ページ中段の「第36条の3の3」を整備するものです。令和5年1月1日から施行します。

第2条の現行欄の規定は、令和3年に改正した令和6年1月1日施行の条例でありましたが、地方税法の改正に合わせ、「個人町民税に関する部分」の条文を特定し、整備するものであります。令和6年1月1日から施行いたします。

なお、経過措置といたしまして、条例案本文中の附則第2条は、納税証明書に関するもの、第3条は町民税に関するもの、第4条は、固定資産税に関する経過措置について、施行日前に適用したものは、なお従前の例によることを定めております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありますか。

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

日程第6、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて、鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。税務住民課長より議案の説明を求めます。税務住民課長。

〔税務住民課長 石井肇 登壇〕

○税務住民課長（石井肇）

議案第3号、専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

専決処分の承認をお願い致しますのは、鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

国民健康保険法施行令が改正され、本年4月1日に施行されることから、鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に専決処分をしたもので、同条第3項の規定により、議会の承認をお願いするものでございます。

改正の主な内容は、国民健康保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を19万円から20万円に引き上げる改正でございます。

それでは、新旧対照表により、ご説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

第15条の6「基礎賦課限度額」につきましては、一般被保険者及び退職被保険者等に係る基礎賦課限度額を63万円から65万円に引き上げる改正でございます。

第15条の6の9「後期高齢者支援金等賦課限度額」につきましては、後期高齢者支援金等賦課限度額を19万円から20万円に引き上げる改正でございます。

第20条「低所得者の保険料の減額」につきましては、第1項で、基礎賦課額が軽減をされた後の額においても、賦課限度額を63万円から65万円に引き上げる改正を行うものでございます。

2ページにかけまして、第3項は、保険料軽減規定における後期高齢者支援金等賦課額に係る読み替え規定でございますが、賦課限度額の改正に合わせて改めるものでございます。

2ページをお願い致します。第4項は、保険料軽減規定における介護納付金賦課額に係る読み替え規定でございますが、賦課限度額の改正に合わせて改めるものであります。なお、本条例は、令和4年4月1日から施行し、経過措置といたしまして、この条例による改正後の第15条の6、第15条の6の9及び第20条の規定は、令和4年度以降の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありますか。

議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

日程第7、議案第4号、財産の取得について、社会教育バスを議題といたします。総務企画課長より議案の説明を求めます。総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

○総務企画課長（平野幸男）

議案第4号、財産の取得についてご説明いたします。

取得する物品は、社会教育バス1台であります。

取得金額は1908万5千円、契約の相手方は、千葉県安房郡鋸南町保田574番地、有限会社

鋸南自動車整備工場、代表取締役 白石 和義、契約の方法は、指名競争入札によるものでございます。予定価格が1千万円以上でありますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありますか。

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

日程第8、議案第5号、鋸南町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。総務企画課長より議案の説明を求めます。総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

○総務企画課長（平野幸男）

議案第5号、鋸南町教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会のご同意をお願いいたします方は、住所、鋸南町竜島7番地、氏名、伊藤尚徳、生年月日、昭和54年9月12日、任期は、令和4年5月30日から令和8年5月29日までの4年間であります。尚、参考資料といたしまして職歴をお手元に配付させていただきました。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

本案に同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（鈴木辰也）

ここで暫時休憩を致します。

議員各位は自席でお待ちください。

…………… 休憩・午前10時45分 ……………

〔教育委員 伊藤尚徳氏 入場〕

…………… 再開・午前10時46分 ……………

○議長（鈴木辰也）

休憩を解いて、会議を再開いたします。

伊藤尚徳氏におかれましては、教育委員となることが同意されましたので、報告します。

伊藤尚徳氏から、挨拶をしたき旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

〔教育委員 伊藤尚徳氏 登壇〕

○教育委員（伊藤尚徳）

ただ今、教育委員に任命いただきました伊藤尚徳と申します。初任でございますので、教育委員の諸先輩方にご教導いただきながら、鋸南町の子ども達のために、また、教育環境が更に良いものになりますように力を尽くして参る所存でございます。何卒宜しくお願い致します。

○議長（鈴木辰也）

伊藤教育委員には、今後とも鋸南町の教育行政の発展のため、ご尽力いただきますようよろしくお願いを致します。ありがとうございました。

〔教育委員 伊藤尚徳氏 退場〕

◎議案第6号から議案第13号の上程、説明、質疑

○議長（鈴木辰也）

ここで、日程第9以降の議事についてお諮りいたします。

日程第9、議案第6号から、日程第16、議案第13号までを一括議題とし、一括して質疑を行った後、各議案について、順次、討論・採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号から議案第13号までを一括議題とすることに決定いたしました。

○議長（鈴木辰也）

議案第6号、鋸南町農業委員会委員の任命についてから、議案第13号、鋸南町農業委員会委員の任命についてを一括議題とします。総務企画課長より議案の説明を求めます。総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

○総務企画課長（平野幸男）

議案第6号から議案第13号、鋸南町農業委員会委員の任命について、一括でご説明申し上げます。

鋸南町農業委員会委員として任命することにつきまして、農業委員会等に関する法律第8条の規定により、議会のご同意をお願いいたします方は、10名でございます。

そのうち、8名の議案につきまして、ご説明を申し上げます。

最初の方は、議案第6号、住所、鋸南町中佐久間219番地、氏名、田村 晋一、生年月日、昭和21年7月30日。

次に、議案第7号、住所、鋸南町上佐久間1690番地、氏名、三瓶 正一、生年月日、昭和23年11月23日。

次に、議案第8号、住所、鋸南町下佐久間3306番地、氏名、原田 正明、生年月日、昭和25年2月10日。

次に、議案第9号、住所、鋸南町元名1000番地、氏名、田村 修、生年月日、昭和25年5月9日。

次に、議案第10号、住所、鋸南町奥山978番地2、氏名、紀野 誠、生年月日、昭和27年3月11日。

次に、議案第11号、住所、鋸南町竜島264番地、氏名、小藤田 光男、生年月日、昭和28年10月15日。

次に、議案第12号、住所、鋸南町中佐久間2510番地、氏名、福原 康洋、生年月日、昭和

33年10月11日。

次に、議案第13号、住所、鋸南町保田1311番地、氏名、川名 一人、生年月日、昭和35年11月15日。

以上の8名でございます。任期は、令和4年5月14日から令和7年5月13日までであります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

◎議案第6号の討論、採決

○議長（鈴木辰也）

1 議案毎に討論・採決を行います。

日程第9、議案第6号、鋸南町農業委員会委員の任命について討論を行います。

討論はありますか。

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

本案に同意する議員の挙手を求めます。

[挙手 多数]

○議長（鈴木辰也）

挙手多数。

〔「すみません」の声あり〕

もう一度、挙手をお願いします。

[挙手 全員]

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第7号の討論、採決

○議長（鈴木辰也）

日程第10、議案第7号、鋸南町農業委員会委員の任命について討論を行います。
討論はありませんか。

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

本案に同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第8号の討論、採決

○議長（鈴木辰也）

日程第11、議案第8号、鋸南町農業委員会委員の任命について討論を行います。
討論はありませんか。

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

本案に同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第9号の討論、採決

○議長（鈴木辰也）

日程第12、議案第9号、鋸南町農業委員会委員の任命について討論を行います。
討論はありませんか。

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

本案に同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

[挙手 全員]

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第10号の討論、採決

○議長（鈴木辰也）

日程第13、議案第10号、鋸南町農業委員会委員の任命について討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

本案に同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

[挙手 全員]

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第11号の討論、採決

○議長（鈴木辰也）

日程第14、議案第11号、鋸南町農業委員会委員の任命について討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

本案に同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

[挙手 全員]

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第12号の討論、採決

○議長（鈴木辰也）

日程第15、議案第12号、鋸南町農業委員会委員の任命について討論を行います。
討論はありませんか。

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。
これより採決を行います。
本案に同意することに賛成する議員の挙手を求めます。
〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。
よって本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第13号の討論、採決

○議長（鈴木辰也）

日程第16、議案第13号、鋸南町農業委員会委員の任命について討論を行います。
討論はありませんか。

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。
これより採決を行います。
本案に同意することに賛成する議員の挙手を求めます。
〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。
よって本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

次の付議事件については、地方自治法第117条に規定する一身上に関する事件に該当しますので、早川正也議員の退場を求めます。

〔2番 早川正也議員、議場より退出〕

ただ今の出席議員は10名です。

○議長（鈴木辰也）

日程第17、議案第14号、鋸南町農業委員会委員の任命についてを議題と致します。総務企画課長より議案の説明を求めます。総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

○総務企画課長（平野幸男）

議案第14号、鋸南町農業委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

鋸南町農業委員会委員として任命することにつきまして、農業委員会等に関する法律第8条の規定により、議会のご同意をお願いいたします方は、住所、鋸南町小保田548番地、氏名、早川 洋子、生年月日、昭和46年2月9日。

任期は、令和4年5月14日から令和7年5月13日までであります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

本案に同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり同意されました。

早川正也議員の入場を許可いたします。

〔2番 早川正也議員、議場へ入場、議員席に着席〕

○議長（鈴木辰也）

議案第14号、鋸南町農業委員会委員の任命については、同意されましたので、報告いたします。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

ただ今の出席議員は11名です。

○議長（鈴木辰也）

日程第18、議案第15号、鋸南町農業委員会委員の任命についてを議題と致します。総務企画課長より議案の説明を求めます。総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

○総務企画課長（平野幸男）

議案第15号、鋸南町農業委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

鋸南町農業委員会委員として任命することにつきまして、農業委員会等に関する法律第8条の規定により、議会のご同意をお願いいたします方は、住所、鋸南町保田478番地28、氏名、馬賀仙夫、生年月日、昭和53年8月2日。

任期は、令和4年5月14日から令和7年5月13日までであります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

本案に同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり同意されました。

◎選挙第1号

○議長（鈴木辰也）

日程第19、選挙第1号、鋸南町選挙管理委員会委員の選挙についてを議題といたします。

ここで暫時休憩をし、休憩中に全員協議会を開催いたします。委員会室にご参集願います。

…………… 休憩・午前11時03分 ……………

…………… 再開・午前11時25分 ……………

○議長（鈴木辰也）

休憩を解いて会議を再開いたします。

選挙の方法ですが、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

○議長（鈴木辰也）

お諮りいたします。

推薦については、議長において指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

指名については、事務局長をして発表いたさせます。事務局長。

○議会事務局長（加藤芳博）

それでは、選挙管理委員の議長指名の内容について、発表いたします。敬称は略させていただきます。氏名、住所、生年月日の順に申し上げます。

お1人目は、平井昭二、鋸南町下佐久間3538番地1、昭和21年5月22日生まれ。

お2人目、長嶋勝、鋸南町吉浜280番地1、昭和26年8月10日生まれ。

3人目が、須藤智、鋸南町竜島19番地、昭和29年7月19日生まれ。

4人目、鈴木匡、鋸南町中佐久間2399番地3、昭和33年12月18日生まれ。

以上4名でございます。

○議長（鈴木辰也）

お諮りいたします。ただ今発表致させました4名を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました4名が選挙管理委員に当選されました。

◎選挙第2号

○議長（鈴木辰也）

日程第20、選挙第2号、鋸南町選挙管理委員会補充員の選挙についてを議題といたします。
選挙の方法ですが、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

○議長（鈴木辰也）

お諮りいたします。

推薦については、議長において指名し、その順位においても議長が指定いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

異議なしと認めます。

よって、議長において指名し、その順位についても議長が指定することに決定いたしました。
指名及びその順位については、事務局長をして発表いたさせます。事務局長。

○議会事務局長（加藤芳博）

それでは、議長指名の選挙管理委員補充員の内容と、その順位について、発表いたします。第1順位から順に、敬称は略しまして、氏名、住所、生年月日の順に申し上げます。

第1順位、能城勉、鋸南町江月427番地、昭和27年2月13日生まれ。

第2順位、森政幸、鋸南町竜島859番地10、昭和29年11月30日生まれ。

第3順位、角田憲司、鋸南町上佐久間1401番地、昭和29年3月30日生まれ。

第4順位、篠原竜二、鋸南町保田408番地4、昭和31年1月24日生まれ。

以上4名でございます。

○議長（鈴木辰也）

お諮りいたします。ただ今発表致させました4名をその順位に指定し、選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

ご異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました4名が選挙管理委員補充員に当選されました。

◎閉会の宣言

○議長（鈴木辰也）

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了致しました。
よって令和4年第3回鋸南町議会臨時会を閉会致します。
ご苦労さまでした。

[閉会のベルが鳴る]

…………… 閉 会 ・ 午 前 1 1 時 3 2 分 ……………

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年10月 21日

議 会 議 長 鈴 木 辰 也

署 名 議 員 早 川 正 也

署 名 議 員 笹 生 正 己